資料５

愛知県における再犯防止の取組

寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業について

令和７年７月２５日（金）

愛知県防災安全局県民安全課

愛知県

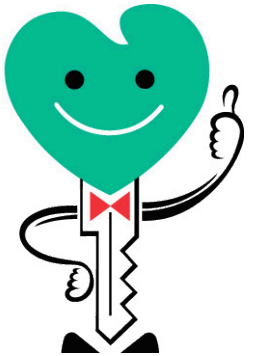

アンキーくん
安全なまちづくり
シンボルマーク

令和７年度愛知県地域再犯防止推進事業

（１）寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業費　３,３２４千円

・弁護士が受刑者等に寄り添い、継続して関わることによって、刑事司法手続のあらゆる段階（検察、裁判、矯正、保護）において、就労や住居の確保など切れ目のない一貫した支援を行い、受刑者等の円滑な社会復帰を促進する。

（法務省「地域再犯防止推進交付金」を活用）

・また、関係機関との意見交換・情報共有を行うため、検討委員会を開催する。

（２）次期再犯防止推進計画策定事業費　　７４５千円

・次期「愛知県再犯防止推進計画」の策定にあたり、内容を協議するため、「愛知県再犯防止連絡協議会」を開催する。

（３）再犯防止広報啓発事業費　　２７４千円

・「愛知県再犯防止推進計画」に基づき、市町村や関係団体、県民への広報・周知を図るため、「愛知県再犯防止啓発ハンドブック・リーフレット」を作成し、関係機関やイベント等において配布する。

寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業

○委託先

　愛知県弁護士会

○業務概要

　弁護士が、犯罪をした者等に寄り添い、面会等を通じて、社会復帰に向けた支援の聞き取りを行うとともに、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなど関係機関と連携して、社会復帰支援、再犯防止の活動を行う。

　また、支援を必要とする法的な問題が生じた場合に、法律の専門職として積極的に関わる。（法的手続きを要することとなった場合は、法テラス等の手続きを利用することを原則とする。）

事業開始までの経緯

○2017年度（平成29年度）
- 「あいち地域安全戦略2020」を策定し、再犯防止対策を強化することを決定

○2018年度（平成30年度）
- 国の「**地域再犯防止推進モデル事業**」への申請・受託決定
- モデル事業の実施

○2019年度（令和元年度）
- モデル事業の実施

○2020年度（令和２年度）
- モデル事業の効果検証

○2021年度～（令和３年度～）
- 事業開始（愛知県弁護士会へ委託）

事業内容（主なもの）

○対象者

愛知県内で処分が決まった者で、愛知県内に居住している又は居住予定がある者（矯正施設は愛知県外でも対象になる）

○活動内容

対象者の社会復帰又は再犯防止のために行う活動

- 対象者の刑事事件（過去含む）の弁護人等からの申出による支援活動
- 対象者、対象者の親族、協力雇用主、保護司の希望に基づき対象者と面談した弁護士、検察庁、矯正施設又は保護観察所並びに地域生活定着支援センターその他の関係機関からの申出による支援活動

事業のイメージ図

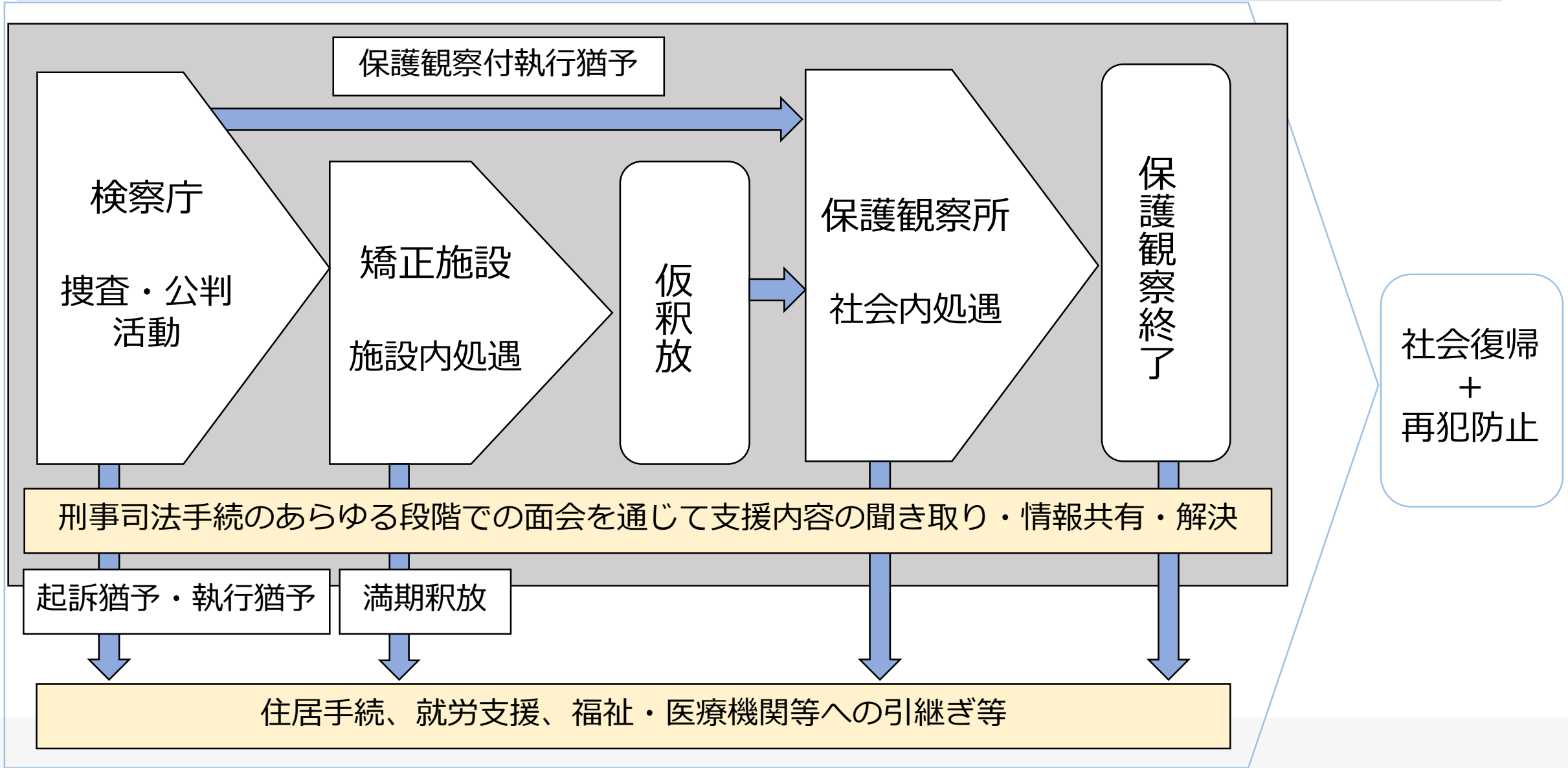
保護観察付執行猶予
検察庁
捜査・公判
活動
矯正施設
施設内処遇
仮釈放
保護観察所
社会内処遇
保護観察終了
社会復帰
＋
再犯防止
刑事司法手続のあらゆる段階での面会を通じて支援内容の聞き取り・情報共有・解決
起訴猶予・執行猶予
満期釈放
住居手続、就労支援、福祉・医療機関等への引継ぎ等

支援実績等

○支援対象者数

※（　）内は前年度6月末時点との比

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 （6月末時点）
35人	70人	110人	112人	40人 （＋18人）※

支援実績等

○主な支援内容（2024年度）

※複数項目に該当する者があり、合計とは不一致

帰住先の確保の支援（身元引受人、更生保護施設、住込就労等）	１９人
福祉機関への引継ぎ（生活保護申請・年金受給等）	１６人
就労先確保の支援（協力雇用主の紹介等）	８人
医療機関への引継ぎ（受診同行、入院手続等）	４人
法的な手続きの支援（債務整理）	１４人
面接支援	４０人
就労支援	５人
被害者への対応（被害弁償、示談等）	８人
ケース会議出席	７人
環境調整	６人

支援実績等

○成果と課題（実際に活動した弁護士の声）

成果	・釈放された時点で現金がほとんどない状態の対象者に対して、ボランティアではなく、仕事として適切に関り続けることができて良かった。 ・法律相談するとなると心理的ハードルがあることや検索方法がわからないことも多いが、関係機関を通じて、制度を使うことで法律相談を利用しやすくなる。など
課題	・寄り添い弁護士がどこまでやるのか分からない。 ・どこへつなげばいいか分からない。 ・活動のマニュアルや相談先をまとめてほしい　など
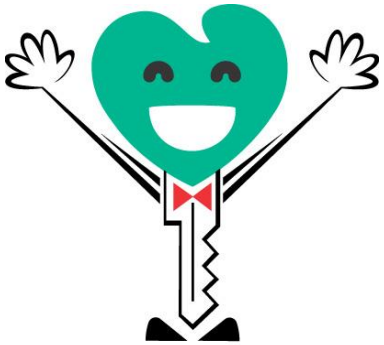
ご清聴ありがとうございました